個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療録	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部医療政策課	
個人情報ファイルの利用目的	医療サービスの提供、診療報酬の請求、他の医療機関への紹介のために利用する	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６健康保険情報、７病歴、８診療経過、９身体状況、１０家族状況	
記録範囲	高山市国民健康保険診療所、高山市休日診療所で受診した患者	
記録情報の収集方法	患者が提出した健康保険証またはマイナンバーカード、問診結果、診療結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	紹介元・紹介先医療機関、検査等業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部医療政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">診療報酬請求明細書</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部医療政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">診療報酬の請求のために利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２性別、３生年月日、４健康保険情報、５病名、６診療経過</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市国民健康保険診療所、高山市休日診療所で受診した患者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">患者が提出した健康保険証またはマイナンバーカード、問診結果、診療結果</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">審査支払機関</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部医療政策課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療申込書	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部医療政策課	
個人情報ファイルの利用目的	診療録の作成のために利用する	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６健康保険情報、７主訴、８病歴、９家族状況	
記録範囲	高山市国民健康保険診療所、高山市休日診療所で受診した患者	
記録情報の収集方法	患者または家族が記録した書面、聞き取り結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	紹介先医療機関、検査等業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部医療政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">処方箋①</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部医療政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">調剤のために利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２生年月日、３薬品名、４処方量、５医師名</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市休日診療所で受診した患者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">医師が記録した処方箋</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">同施設内薬局</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部医療政策課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">処方箋②</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部医療政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">調剤のために利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２生年月日、３薬品名、４処方量、５医師名</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市国民健康保険診療所で受診した患者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">医師が作成した処方箋</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">院外薬局</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部医療政策課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放射線照射記録	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部医療政策課	
個人情報ファイルの利用目的	放射線照射記録の保存のため利用	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４照射内容	
記録範囲	高山市国民健康保険診療所、高山市休日診療所歯科で受診した患者	
記録情報の収集方法	医師が作成したレントゲン検査指示書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部医療政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放射線個人線量管理表	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部医療政策課	
個人情報ファイルの利用目的	放射線業務従事者の被爆管理のため利用	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４被爆線量	
記録範囲	高山市国民健康保険診療所、高山市休日診療所歯科でレントゲン検査業務に従事した職員	
記録情報の収集方法	放射線量を記録した測定結果表、個人記録管理表	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部医療政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☑法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル □有　□無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	畜犬管理台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付記録を管理するため	
記録項目	１氏名、２住所、３電話番号、４生年月日、５性別、６宛名番号、７世帯番号、８犬の所在地、９犬の名前、１０犬の生年月日、１１犬の種類、１２犬の毛色、１３犬の性別、１４犬の体格、１５登録年月日、１６登録番号、１７マイクロチップ番号、１８狂犬病予防注射済票交付年月日、１９狂犬病予防注射済票番号	
記録範囲	市内で犬を飼っている者（生後９１日以上の犬の所有者）	
記録情報の収集方法	基本的事項については本人からの申告、公益社団法人　岐阜県獣医師会開業部会狂犬病予防分会からの報告、４～７については高山市長から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部健康推進課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康ポイント事業参加者名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康ポイント事業参加者の取組内容の収集と賞品配布管理のため	
記録項目	１氏名、２生年月日、３住所、４電話番号、５活動内容	
記録範囲	参加者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部健康推進課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">予防接種台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部健康推進課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">予防接種の管理のために使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５電話番号、６宛名番号、７接種した医療機関、８接種した予防接種の種類、９接種した回数</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">予防接種を受けた者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申告、医療機関からの報告、対象者の前市区町村長</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部健康推進課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">健康診査対象者及び申請</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部健康推進課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">各種健康診査の申込み・受付・案内発送のために使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６続柄、７世帯主名、８住所、９電話番号、１０世帯構成、１１行政区、１２校区、１３異動日、１４異動事由、１５住定日、１６国保有無区分、１７国保記号番号、１８国保取得事由、１９国保取得年月日、２０喪失事由、２１喪失年月日、２２生活保護受給者情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申告、健診委託機関からの報告</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">健診委託機関</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部健康推進課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	各種健（検)診申請・受診者結果	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	各種健(検)申込・受付・案内発送・受診者結果の管理に使用する	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６世帯主名、７住所、８電話番号、９行政区、１０現病歴、１１既往歴、１２生活習慣、１３服薬歴、１４受診日、１５受診結果、１６判定、１７受診医療機関・医師名、１８検査方法、１９診断方法、２０診断後処置・治療方法、２１紹介機関、２２国保有無区分、２３国保記号番号、２４生活保護受給者情報、２５職業、２６学校名	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市が実施する各種健(検)診受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、各種健(検)診委託機関からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各種健(検)診委託医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部健康推進課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">健診受診者結果ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部健康推進課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">健診受診者の結果から精密検査依頼書を作成するため使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１宛名番号、２氏名、３ふりがな、４生年月日、５性別、６電話番号、７年齢、８郵便番号、９住所、１０行政区、１１受診日、１２医療保険、１３健診会場、１４身長、１５体重、１６体格指数、１７腹囲、１８血圧、１９血液検査、２０心電図、２１尿検査、２２眼底検査、２３診察、２４頸部エコー、２５ABI、２６PWV、２７判定、２８精密検査結果、２９問診項目、３０階層化区分、３１学校名、３２支援措置情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市が実施する健康診査を受診された者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">健診を委託している医療機関から収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部健康推進課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目18番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保健指導者ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健診結果をもとに保健指導を実施するために利用する	
記録項目	１宛名番号、２氏名、３ふりがな、４生年月日、５性別、６電話番号、７年齢、８郵便番号、９住所、１０行政区、１１受診日、１２医療保険、１３健診会場、１４身長、１５体重、１６体格指数、１７腹囲、１８血圧、１９血液検査、２０心電図、２１尿検査、２２眼底検査、２３診察、２４頸部エコー、２５ABI、２６PWV、２７判定、２８精密検査結果、２９問診項目、３０階層化区分、３１学校名、３２受診状況や生活状況、３３世帯情報、３４学校名、３５KDB 情報	
記録範囲	市民で健康診査を受診された者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、健診委託機関からの報告、主治医からの報告、ＫＤＢシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部健康推進課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	おくやみ窓口名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡にかかる各種手続き案内に使用するため	
記録項目	１死亡者氏名、２死亡届出日、３死亡年月日、４死亡届出人氏名、５死亡届出人住所、６おくやみ掲載の可否、７窓口予約者氏名、８窓口予約者連絡先電話番号、９来庁予定者氏名、１０喪主氏名、１１喪主続柄、１２各種手帳等の返還の必要の有無、１３各種おくやみに関する提出書類の必要の有無	
記録範囲	死亡者及び親族	
記録情報の収集方法	死亡届、おくやみ手続き申込者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	公営企業（上下水道）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	返納金（高額分含む）リスト	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者へ返納金の請求及び返納状況の把握をするため	
記録項目	１調定日、２被保険者番号、３世帯主氏名、４受診者氏名、５生年月日、６年齢、７返納理由、８返納理由の事由、９一般もしくは退職、１０保険種別、１１給付割合、１２診療科、１３入院もしくは外来、１４受診年月日、１５件数、１６日数、１７費用額、１８保険者負担額、１９一部負担金、２０指定公費分、２１食事件数、２２食事日数、２３食事療養費、２４食事一部負担金、２５食事保険者負担金、２６高額療養費返納金、２７返納金額、２８返納金額の公費負担分、２９調定金額返納金、３０調定金額雑入指定公費分、３１収入金額、３２収入年月日、	
記録範囲	返納金対象者及びその世帯主	
記録情報の収集方法	国保総合システム(レセプト管理システム)、電子帳票システム、総合行政情報システム（国民健康保険資格情報、住民情報)、岐阜県国民健康保険連合会システム、医療機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備　考	―

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給（償還払い、福祉支給）一覧	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	支給者の把握、集計資料を作成するため	
記録項目	１整理番号、２診療月、３国民健康保険被保険者番号、４高齢者入院外来種別、５支給額、６レセプト状況、７レセプト枚数、８多数該当、９適用区分、１０７０一般２割負担	
記録範囲	高額療養費対象者及び世帯主	
記録情報の収集方法	本人からの申請、総合行政情報システム（国民健康保険資格情報、国民健康保険給付）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給（現物支給）一覧	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	集計資料を作成するため	
記録項目	１医療機関コード、２医療機関名、３点数表、４被保険者番号、５被保険者氏名、６性別、７生年月日、８入院外来種別、９前期高齢者種別、１０給付割合、１１公費法別、１２長期区分、１３多数回該当、１４診療年月、１５診療実日数、１６決定点数、１７費用額、１８保険者負担額、１９公費負担点数、２０公費負担額、２１指定公費負担額、２２高額療養費、２３明細番号	
記録範囲	高額療養費対象者及び世帯主	
記録情報の収集方法	電子帳票システム（IDS)、総合行政情報システム（国民健康保険資格情報、国民健康保険給付）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岐阜県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	葬祭費管理（国民健康保険）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者の葬祭費支給管理に使用する	
記録項目	１死亡者氏名、２死亡者住所、３申請者氏名、４支給月、５決定区分、６支給金額、７申請日、８死亡日、９葬祭日、１０葬祭執行者名、１１申請者住所、１２死亡者との続柄、１３葬祭費振込先口座情報、１４振込先口座情報開始日	
記録範囲	葬祭費の支給申請を提出した者	
記録情報の収集方法	申請者の申告、国民健康保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">後期高齢者医療制度健康診査データ管理</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部国保年金課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">後期高齢者医療制度加入者の健康診査受診管理に使用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１住所、２住所方書、３被保険者番号、４宛名番号、５氏名、６生年月日、７性別、８受診券整理番号、９すこやか健診受診日、１０健診受診医療機関、１１既往歴、１２自覚症状、１３健診結果、１４問診結果、１５詳細健診実施の有無、１６詳細健診実施理由、１７医師の判定</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">後期高齢者医療制度の加入者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">特定健診等データ管理システム</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部国保年金課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療制度健康診査対象者管理	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度加入者の健康診査受診管理に使用する	
記録項目	１住所、２住所方書、３被保険者番号、４宛名番号、５氏名、６生年月日、７年齢、８性別、９資格取得月、１０受診券整理番号、１１受診券送付日、１２すこやか健診受診日、１３さわやか口腔健診受診日、１４健診受診医療機関、１５すこやか健診詳細健診実施の有無、１６すこやか健診結果処理日、１７すこやか健診結果郵送日、１８すこやか健診事後保健指導該当区分、１９除外対象、２０送付先住所	
記録範囲	後期高齢者医療制度の加入者	
記録情報の収集方法	特定健診等データ管理システム、国民健康保険システム、医療機関からの提出、広域連合、高山市役所福祉課、高山市役所高年介護課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者の診療に関する情報管理に使用する	
記録項目	１住所、２氏名、３世帯主氏名、４被保険者番号、５宛名番号、６生年月日、７性別、８診療年月日、９審査年月日、１０給付割合、１１高額区分、１２医療機関名、１３主治医氏名、１４傷病名、１５診療開始日、１６診療区分、１７診療内容、１８処方内容、１９請求費用内訳	
記録範囲	国民健康保険加入者	
記録情報の収集方法	国保総合システム（レセプト管理システム）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保データベース（ＫＤＢ）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度被保険者の保健事業実施のため、健康診査、医療、介護に関する情報を使用する	
記録項目	１保険者番号、２地区コード、３被保険者番号、４宛名番号、５氏名、６性別、７年齢、８生年月日、９住所、１０資格取得年月日、１１資格喪失年月日、１２診療報酬明細情報、１３健診受診情報、１４要介護情報	
記録範囲	高山市国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度被保険者	
記録情報の収集方法	国保データベース（ＫＤＢ）システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	ー	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健診データ管理	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健診対象者の管理	
記録項目	１被保険者番号、２宛名番号、３被保険者氏名、４性別、５生年月日、６年齢、７住所、８受診券整理番号、９資格取得喪失日、１０健診受診日、１１保険者負担額、１２自己負担額、１３受診医療機関名、１４既往歴、１５自覚症状、１６健診結果、１７問診結果、１８詳細健診実施の有無、１９詳細健診実施理由、２０医師の判定	
記録範囲	４０歳～７４歳の高山市国民健康保険被保険者（特定健診対象者）	
記録情報の収集方法	特定健診等データ管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	ー	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険（資格）ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の運営	
記録項目	１証番号、２世帯番号、３宛名番号、４氏名、５生年月日、６性別、７住所、８電話番号、９資格区分、１０続柄、１１適用開始日、１２適用開始事由、１３適用開始届出日、１４適用終了日、１５適用終了事由、１６適用終了届出日、１７マイナ保険証利用登録状況、資格確認書交付申請情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岐阜県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料（賦課）ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の運営	
記録項目	１被保険者番号、２世帯宛名番号、３世帯主氏名、４生年月日、５性別、６住所、７電話番号、８調定年度、９年度分、１０異動事由、１１更正日、１２申告区分、１３主所得区分、１４現存区分、１５世帯区分、１６擬制区分、１７賦課期日軽減区分、１８住民税課税区分、１９譲渡世帯区分、２０老人世帯区分、２１専従世帯区分、２２軽減申請区分、２３軽減判定区分、２４賦課期日人員、２５均等人員、２６現在人員、２７有所得人員、２８所得額、２９基準総所得金額、３０所得割額、３１均等割額、３２平等割額、３３積算額、３４限度超過額、３５軽減	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	国民健康保険（資格）ファイル、総合行政情報システム(市県民税)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岐阜県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料（滞納整理）ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の運営	
記録項目	１世帯主氏名、２生年月日、３性別、４住所、５宛名番号、６世帯番号、７交渉記録、８滞納年度、９滞納期別、１０滞納額、１１収納履歴	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	窓口・銀行・コンビニ等からの納付通知、総合行政情報システム（収納消込）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">後期高齢【市町村版】ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部国保年金課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">後期高齢者医療制度の運営</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１被保険者番号、２世帯番号、３宛名番号、４氏名、５生年月日、６性別、７住所、８資格取得事由、９資格取得年月日、１０資格喪失事由、１１資格喪失年月日、１２適用開始年月日、１３適用終了年月日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">広域連合電算処理システム</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">岐阜県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部国保年金課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金制度の運営	
記録項目	１氏名、２生年月日、３住所、４性別、５宛名番号、６世帯番号、７年金記号、８年金番号、９資格取得日、１０資格種別、１１資格取得事由、１２資格喪失日、１３資格喪失原因、１４資格喪失理由、１５資格満了日、１６付加開始日、１７付加種別、１８付加満了日、１９免除申請日、２０免除開始日、２１免除種別、２２免除理由、２３免除終了日、２４産免出産予定日、２５被災者区分、２６社保確認区分、２７旧年金記号、２８旧年金番号、２９船員番号、３０電話番号	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	仮算定交付簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国保仮算定通知の作成および送達のため使用する。	
記録項目	１交付簿連番、２年度、３通知書番号、４世帯番号、５証番号、６世帯主氏名漢字、７普徴年税額、８特徴年税額、９年税額、１０普徴納付済み額、１１普徴差し引き額、１２金融機関名、１３支店名、１４口座種別、１５口座番号、１６口座名義人名、、１７住所、１８各期税額－普徴、１９行政区	
記録範囲	３月末時点で高山市国民健康保険に加入している世帯	
記録情報の収集方法	総合行政情報システム（国民健康保険料）から収集（岐阜県行政情報センターにて作成処理）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	（一財）岐阜県市町村行政情報センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本算定交付簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	医療保健部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国保本算定通知の作成および送達のため使用する。	
記録項目	１交付簿連番、２年度、３納期区分、４納期区分名称、５締め年月、６締め年月漢字、７表示区分、８通知書番号、９世帯番号、１０証番号、１１世帯主氏名漢字、１２管理人氏名漢字、１３普徴年税額、１４特徴年税額、１５年税額、１６普徴納付済み額、１７普徴差し引き額、１８金融機関名、１９支店名、２０口座種別、２１口座番号、２２口座名義人名、２３住所、２４各期税額－普徴、２５各期税額－特徴、２６行政区、２７隣保班コード、２８隣保班名、２９行政区コード、３０行政区名	
記録範囲	国保本算定により保険料が変更となる世帯	
記録情報の収集方法	総合行政情報システム（国民健康保険料）から収集（岐阜県行政情報センターにて作成処理）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	（一財）岐阜県市町村行政情報センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市医療保健部国保年金課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">後期高齢者医療保険料還付先口座リスト</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">医療保健部国保年金課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">後期高齢者医療保険料過納額の返還のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１被保険者番号、２金融機関・支店名、３口座番号、４口座名義人、５受付日、６申立者、７続柄、８申立者住所、９申立者電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">返納金対象者、申立者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市医療保健部国保年金課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>